

日本女子テニス連盟 東京都支部 規約

第1章：総 則

(名称及び所在)

第1条:本団体は、日本女子テニス連盟東京支部(以下「本支部」という。)と称し、所在地を理事長宅に置くものとする。

(組 織)

第2条:本支部は4地区に分かれ、東地区、西地区、南地区、北地区と称し活動する。

(目 的)

第3条:本支部の活動目的は次のとおりである。

- (1) テニスを通じて親睦を深め、スポーツ精神に基づき、心身の育成と技術の向上を目指す。
- (2) 本支部は日本女子テニス連盟(JLTF)の所属団体であり、本部(JLTF)の活動に沿って、これに協力する。

第2章：会 員

(構 成)

第4条:本支部の会員は次のとおりとする。

本支部は、テニスの愛好者及び第3条(目的)の賛同者(東京都所在のクラブ、それに準ずる5名以上の団体の在籍者、個人会員)で構成する。
※会員は、本支部の主催する行事、トーナメント等に参加出来る。

(会 費)

第5条:会員は次に定める入会金及び年会費を納入する。

- (1) 入会金 1,000 円(支部)
- (2) 年会費 1,300 円(本部 400 円、支部 400 円、地区 500 円)
個人会員は、別途、事務手数料として 2,000 円を地区に納める。
入会に関しては随時受け付ける。

第3章：役 員

(構 成)

第6条:本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 (2) 理事長 (3) 常務理事 (4) 理事
尚、必要に応じて副支部長、副理事長を置く事が出来る。
- (5) 監事 1名 ただし、表決権はもたない。
- (6) この他に顧問を置く事が出来る。

(選 出)

第7条:役員は次のように選出される。

- (1) 支部長は常務理事会に於いて推挙し、理事会を経て総会の承認を得る
- (2) 副支部長は必要に応じて、支部長が推挙し、常務理事会、理事会の承認を得る。
- (3) 理事長は常務理事会に於いて推挙し、理事会の承認を得る。
- (4) 副理事長は必要に応じて理事長が理事より推挙し、常務理事会、理事会の承認を得る。
- (5) 常務理事は下記の構成とする。
(イ) 各地区から、地区長が常務理事となる。
(ロ) 支部長は常務理事若干名(各地区より1名を含む)を推挙し、総会の承認を得る。
- (6) 理事は会員の総意を代表するものとして、30名以内(各地区からの6名を含む)とする。
- (7) 監事は、常務理事会に於いて推挙し、理事会及び総会の承認を得る。

(任 期)

第8条:役員の任期は2年とし、再選は妨げないものとする。

補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。
役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第4章：会 議

(議決機関)

第9条:本支部の議決機関は理事会及び総会とする。理事会は、理事長が必要と認めた時、理事長が招集する。

(議決機関の承認事項)

第10条:次の事項は理事会及び総会の承認を得なければならない。

- (1) 前年度の収支決算及び行事報告
- (2) 本年度の収支予算及び行事計画
- (3) 役員選出
- (4) 本規約の改正
- (5) その他重要事項

(常務理事会)

第11条:常務理事は理事会及び総会の議決に基づき支部の運営を行う。
また、常務理事会は、理事長が必要と認めた時随時開催し、理事長が議長になる。

(総 会)

第12条:総会は毎年1回定時に支部長が招集し開催する。必要に応じて臨時総会を開催する。議長は出席者の互選による。

(会議の成立と議事の決定)

第13条:各会議は表決権を有する会員1/2以上(委任状を含む)の出席により成立する。議事は出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第5章：委 員 会

(設 立)

第14条:常務理事会が必要と認めた時は、別に委員会を設ける事が出来る。(委員長は常務理事会で推挙し、支部長がこれを委任する)

第6章：会 計

(経 費)

第15条:本支部の経費は、下記のものをもって充てる。

- (1) 会費 (2) 各種助成金 (3) 一般寄付金 (4) その他

(会計年度)

第16条:本支部の会計年度は毎年1月1日より12月31日とする。

第7章：事 務 局

第17条:本支部に事務局を置く。

- (1) 事務局は、総務、会計、その他常務理事会が必要と認めた担当で構成する。
- (2) 事務局員は理事とする。
- (3) 事務局員は理事長が選任し、理事長の指示に従い、事務の処理に当たる。

付 則

本支部は昭和43年1月10日に設立し、本規約は昭和52年6月18日より施行。
尚、本規約の他については、日本女子テニス連盟規約に準ずる。

以上

昭和61年4月1日改正	平成5年4月1日改正
平成7年4月1日改正	平成11年4月1日改正
平成20年4月1日改正	平成24年4月1日改訂
令和2年2月1日改正	